

## ～主な保険商品における補償の取扱いについてのご案内～

感染が拡大している新型コロナウイルスに関して、主な弊社商品の補償の取扱いについてご案内します。  
 ※2020年5月15日付で商品改定を行いました。詳細な内容については、[こちら](#)をご確認ください。

## 1. 主な個人向け商品における補償の取扱い（2020年5月15日現在）

商品名		保険金お支払いについて	4月7日からの改定有無
所得補償保険		新型コロナウイルス感染症により就業不能となった場合に、保険金のお支払い対象となります。	-
ジョイエ医療保険		新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。	-
労災あんしん保険		新型コロナウイルス感染症により「業務上疾病」として、労災保険法等によって給付が決定された場合に、保険金のお支払い対象となります。	-
海外 旅行 保険	疾病死亡保険金支払特約	<p>新型コロナウイルス感染症による「治療開始までの期間」を、責任期間終了後72時間から30日に延長します。</p> <p>(※) <a href="#">商品改定</a>により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に規定する指定感染症（政令により一類感染症または二類感染症と同等の措置が講じられるものに限る）についても30日を適用することとします。</p>	改定あり
	疾病治療費用補償特約		
	治療・救援費用補償特約		
旅行変更費用補償特約		<p>以下①～③のいずれかに該当し、出国を中止または中途帰国した場合に、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>① 被保険者、同行者またはご親族の方が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>② 被保険者、同行者またはご親族の方が所定の期間の入院をした場合</p> <p>③ 外務省 (<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/">https://www.anzen.mofa.go.jp/</a>) より渡航先に対する退避勧告等（「退避してください」または「渡航は止めてください」）が発出された場合</p>	-
日常生活傷害補償保険 （特定感染症危険補償特約）		<p>新型コロナウイルス感染症は、特約上補償の対象としている特定感染症(※)に該当するため、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(※) <a href="#">商品改定</a>により、「感染症法」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症のほか、同法に規定する指定感染症（政令により一類感染症または二類感染症と同等の措置が講じられるものに限る）についても補償対象となります。</p>	改定あり
ジョイエ傷害保険 （特定感染症危険補償特約）			

## 2. 主な企業向け商品における補償の取扱い（2020年5月15日現在）

商品名	保険金お支払いについて	4月7日からの改定有無
<p>ビジネスプロパティ(企業財産総合保険):食中毒・特定感染症利益補償特約</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、特約上補償の対象としている特定感染症(※)に該当するため、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(※) <a href="#">商品改定</a>により、「感染症法」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症のほか、同法に規定する指定感染症(政令により一類感染症または二類感染症と同等の措置が講じられるものに限る)についても補償対象となります。</p>	<p>改定あり</p>
<p>Mono 保険(財産補償保険):テナント特約(休業損失補償条項)</p>	<p><a href="#">商品改定</a>により、2020年5月15日以降の新規契約および2020年10月以降の更改契約における特定感染症に関する補償の販売を見合わせとさせていただきます。</p>	